

2025 大阪女子U-15 ドリームリーグ実施要項（細則）

この細則は、2025 大阪女子U-15 ドリームリーグ（以下、「リーグ」という。）の実施にあたり、「2025 大阪女子U-15 ドリームリーグ実施要項」（以下、「実施要項」という。）の補足事項及びリーグ運営に必要となる事項を定めるもの。

1. 参加資格について

- (1) 参加資格は、実施要項「8.参加資格」のとおりとする。
- (2) 合同チームでの参加は参加資格を満たした場合に限り可能であるが、リーグ開始後に単独チームから合同チームへ変更することはできない。
- (3) リーグ実施期間中に参加条件を満たさなくなった場合、当該チームの全試合の記録を抹消する。（棄権扱いではなく不参加扱いとする）

2. 試合日程について

試合日程は極力連戦にならないよう配慮した上でリーグ担当において事前に決定するが、日程や会場確保の状況によっては連戦を行う場合がある。その際は、選手の健康面に配慮をし、一日目の試合終了時間から、二日目の試合開始時間まで、できる限り24時間以上間隔を空けるように努める。

試合の組み合わせは原則節順を優先し、追加となる日程が決まり次第順次節を繰り下げるため、日程の追加後の組み合わせは最新の日程を確認すること。

なお、試合日程は原則変更をしない。但し、以下のいずれかに該当する場合で、リーグ実施期間内で日程変更が可能な時は適宜対応をする。

- (1) 協会事業等と日程が重なった場合（1stチームと2ndチームの日程を考慮するものではない）
- (2) 感染症等の対応でチーム活動に影響があった場合（一般的な感染症は除く）
- (3) （一社）大阪府サッカー協会女子委員会U-15部会（以下、「U-15部会」という。）が認めた場合

3. 試合の棄権扱いについて

試合は、JFA「2024/25 サッカー競技規則」第3条において、「試合はいずれかのチームが7人未満となった場合、試合は、開始も続行もされない。」となっているため、その事象が起きた時点でそのチームの試合は棄権扱いとする。また、決められた日程で試合をすることができないことが事前に判明し、チームから試合を棄権する旨の申出があった場合も同様の扱いをする。

なお、勝点は実施要項「16. 勝点の計算」により計算する。

4. 競技者の用具について

- (1) 競技者の用具は、実施要項「12. 競技会規定」の記載のとおりとする。
- (2) 選手番号は、新型コロナウイルス感染症等の対応にも考慮する形で試合当日にその都度登録をする。
- (3) 選手の用具に関する運用緩和について、チームは拡大解釈しないよう適切な運用に努めるとともに、試合前の用具チェックにおいては主審の許可を得ること。
- (4) アームバンド（キャプテンマークの着用義務）競技規則に準ずる

5. 試合時間について

- (1) 試合時間は、実施要項「12. 競技会規程」に記載のとおりとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の感染対策及び暑熱対策の一環として、原則飲水タイムを設けることとする。但し、気温・湿度の状況によりクーリングブレイク（+3分）を設ける場合がある。
- (3) (2)の適用については、MCMにおいて事前に対応を確認した上で実施をし、アディショナルタイムとして主審がその時間を確認する。

6. 試合責任者について

試合を円滑に実施するため、試合責任者を配置する。試合責任者は18歳以上（高校生不可）とし、担当する試合のマッチコミッショナーを兼務するとともに、競技の中断・中止の決定の権限、その他試合の運営上必要な

役割を担い、その内容は以下の通りとする。

なお、試合責任者（兼マッチコミッショナー）と、担当試合のその他役割との兼務はできない。

- (1) マッチコーディネーションミーティングの実施（レギュレーション確認、ユニフォームの決定など）
- (2) 試合記録報告書の準備・記入・作成
- (3) 試合時に提出されるメンバー表等の確認
- (4) 選手の交代（第四審判の役割）
- (5) 試合結果の報告（担当へ指定された方法により必要事項を報告）
- (6) 競技の中断・中止についての決定
- (7) その他、試合当日の運営上必要となること

7. 競技の中断・中止について

マッチコミッショナー（試合責任者）は、主審と協力して気象状態等に留意し、猛暑日・落雷害・熱中症等選手の健康等に問題があると判断した場合は、直ちに試合を中断あるいは中止する。試合中断から 20 分以内には試合を再開できない場合や次試合のキックオフ等に影響があると思われる時は、当該試合の中止を決定する。

試合途中で試合が中止となった場合は、別日に以下の形で試合を実施する。（中止時点のメンバーでの再開は難しいと思われるため、再試合や試合の再開にあたっては当日新たにメンバー表を提出すること）

- (1) 別日に試合が実施可能となった場合、前半の途中で中止となった試合は再試合、ハーフタイム以降で中止となった試合は後日残時間分からの再開で試合を実施する。
- (2) 別日に試合が実施できなかった場合、中止となった時点のスコアで試合の勝敗を決する。

8. 登録について

選手及び役員は所定の手続きによりあらかじめ登録しなければならない。登録人数の上限は、実施要項「13. 登録」の(1)(2)に記載のとおりとし、年度当初の登録人数は中学生年代のみ最低 11 人以上でなければならない。

なお、選手や役員の追加・抹消に関する手続きは、所定の手続きにより年度途中で実施することができるが、以下の点に留意すること。

- (1) 手続きは、前期終了時もしくは 2025 年 9 月末のいずれか早い日までとする。但し、以下の場合のみ選手の追加登録については特例を認める。（2nd チームは特例の適用はしない）
 - ① (1)に定める期日において登録選手が 20 人未満の場合（追加登録後の人数は 20 人を上限とする）
 - ② 追加登録できる選手は、当リーグに他チームで出場していない選手であること
- (2) 1st チームと 2nd チームのチーム間移籍は 2 度までとする。
- (3) 移籍前後のチームが両チームともリーグに参加している場合、両チームともに所定の手続きを行うこと。

9. 選手の移籍等について

(1) リーグ実施期間中に選手がチームを移籍した場合、移籍手続きが完了した時点で当該チームの試合に出場することは妨げないが、追加登録の特例には適用しないので注意すること。

なお、2nd チームの選手については、同一の登録チームを 2 チーム編成していることから移籍は生じないものの、原則別チームとして参加することを条件としていることや、選手の異動により試合結果が昇降格に影響する可能性も否めないことから、細則「8. 登録について」の内容を守ること。

(2) 「JFAU-15 女子サッカーリーグ 2025 関西」参戦チームへの移籍は「JFAU-15 女子サッカーリーグ 2025 関西」の要項等に従うものとする。

10. 審判について

- (1) 審判員は、帯同審判員を含め全て有資格とする。
- (2) 審判員は、ワッペンを装着した審判服を必ず着用すること。
- (3) 審判員は、審判員証を MCM の際に試合責任者に提示をすること。

11. 順位の決定について

順位の決定は、実施要項「17. 順位の決定」に記載のとおりとするが、グラウンドの確保状況やその他やむを得ない理由により予定した期間中に全試合が消化できなかった場合は、試合数が同数となる節の終了分までの結果により順位を決定する。但し、参加チームの総意がある場合で期間延長が可能な時はこの限りでない。

順位決定後、上位チームであっても JFAU-15 女子サッカーリーグ関西の入替参入決定戦となる大会へのレギュレーションを満たさないチームや 2nd チームはその出場権を得ることができない。

なお、今年度の順位は要項のとおり 2026 年度のブロック分けやリーグ編成に反映をする。但し、状況に応じて調整をする場合がある。

12. 選手証について

- (1) 選手証は、MCM の際に試合のメンバー表と合わせて試合責任者に提出すること。
- (2) 選手証とは、JFA の WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、又はスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。
- (3) 選手証は試合責任者がメンバー表と突合しやすいう印刷をしておくこと。

13. 表彰について

- (1) 表彰は、実施要項「21. 表彰」のとおりとする。
- (2) MIP の選出は、各試合の Most Impressive Player (MIP) に最多選出された選手とする。選出された回数と同じ場合は、その全ての選手を MIP として表彰する。
- (3) 各試合の MIP は、当該試合の両監督が選出する。

14. リーグ運営責任者について

リーグを円滑に運営するため、リーグ運営責任者を配置する。リーグ運営責任者の選出はリーグ編成後、参加チームの互選により決定する。

15. リーグの運営について

リーグの運営は、リーグ運営責任者を中心に参加チーム相互の協力によって主体的に行う。

16. 感染症の対策について

- (1) 一般的な感染症対策は、参加チームの責任において適切に実施することとし、保護者を含め全てのチーム関係者へ協力の周知をすること。
- (2) 選手ならびにスタッフの体調はチームの責任において確認・把握し、リーグが適切かつ円滑に運営できるよう協力すること。
- (3) リーグの感染症対策は、最新の「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」や「OFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」、各施設の対策などに準じて実施する。

17. その他

- (1) 各試合会場においては、施設管理者ならびに会場責任者の指示に従うこと。
- (2) リーグは参加チーム関係者が協力して効果的なリーグ運営に尽力するものとするが、予期せぬ重大事故等の発生に関し、運営関係者等の善意の者に対して責任の追求は行わない。
- (3) 写真撮影やビデオ撮影はチームで活用する範囲でリーグの運営に支障のないものの撮影は許可するが、それ以外は原則撮影を認めない。なお、撮影できるタイミングや撮影場所などについては MCM 時に確認をし、試合のレギュレーションの範囲の中で適切に対応をすること。
- (4) リーグ要項は、上位リーグのレギュレーションと一部異なるところがあるため、JFA U-15 女子サッカーリーグ関西の入替参入決定戦など、上位リーグと関係性のある試合については、その大会要項に準じて対応をすること。
- (5) ナイター費用は、ナイターが必要となる時間帯の試合実施チームが負担し、試合当日に指定された方法で精算を済ませること。
- (6) この細則に規定されていない事項は、(一社)大阪府サッカー協会女子委員会及び U-15 部会において協議の上で決定する。